

未定稿

本内容は、令和6年度予算政府案に基づいたものです。成立した予算の内容に応じて、事業内容等が変更になることがありますので、予めご了承下さい。

新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

令和6年度実施分
第1回

要望調査実施のご案内



就農後の経営発展のために、
都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、
都道府県支援分の2倍を国が支援する事業に関するご案内です。

農林水産省

経営発展支援事業について

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

例1. 国1/2、県1/4、本人1/4 例2. 国1/2、県1/3、本人1/6

支援額：補助対象事業費上限 1,000万円

※1 経営開始資金の交付対象者は、同500万円

※2 夫婦で共同経営する場合は、同1,500万円

（経営開始資金の交付対象者の場合は、同750万円）

※3 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合は、次のいずれか低い額

①2,000万円

②経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※2の額）として合算した額

自己負担は必要です！

※経営継承・発展支援事業との併用は不可。また、他の国の助成事業の対象として整備するものでないこと。

① 対象者

● 第1回調査については、「令和6年7月までに着工する者」が対象です。

● 主な要件は以下のとおりです。

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。
 - ② 事業実施の年度又は前年度に経営を開始し、農地の権利を有する等の内容を満たす独立・自営就農をしている又はすること。
 - ③ 認定新規就農者であること。
 - ④ 農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する経営を発展させる計画※を立てること。
 - ⑤ 目標地図（又は人・農地プラン）に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - ⑥ 経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと。
 - ⑦ 自己負担分について、融資を受けていること。（青年等就農資金を活用可） 等
- ※ 所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増、又は生産コスト10%減

② 対象経費

● 対象となる事業内容は以下のとおりです。

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費

● 事業内容の主な要件は以下のとおりです。

- ① 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ② 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。また、中古機械及び中古施設にあっては、中古耐用年数が2年以上のものであること。
- ③ 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ④ あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること。
- ⑤ 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。（家畜の導入、果樹・茶の新植・改植は除く）
- ⑥ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。 等

③ 対象となる事業内容の詳細

例えば、以下のような取組が支援の対象となります。

- ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・ 育苗施設、集出荷施設（選果機）、畜舎など設備の取得
- ・ ビニールハウスの整備
- ・ 家畜の導入や果樹・茶の新植・改植
- ・ 簡単な基盤整備（区画整理、畦畔の除去）



④ ポイント制（取組に応じた事業採択方式）

I. ポイント項目

応募される新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から配分の対象とします。

No.		ポイント
(共通ポイント)		
1 研修	① 農業生産に関して、自らが取組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
	② 農業生産に関して、自らが取組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
	③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2 サポート 体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
	③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{※1} について、担当機関・部署が明確になっている	3
3 経営管理の 合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
	② ①に加え、青色申告を実施する	2
	③ ②に加え、GAP認証等を取得する ^{※2}	3
4 所得	① 所得目標 ^{※3} が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	1
	② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
	③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	① 家族経営協定のうち必須項目について書面で締結している ^{※4}	1
	② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	2
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している	1
7	データを活用した農業を実践する	1
8	農業経営を法人化する	1
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける ^{※5}	1
(共通ポイント)		
10	県加算ポイント	Ⅱへ

・ 目標として行う項目（No.3,4,7,8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」

※2 JGAP、ASIAGAP又はGLOBAL G.A.P.の認証を取得する、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格する。

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。

※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

※5 みどりの食料システム法とは、「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」をいう。

Ⅱ. 都道府県加算ポイント

都道府県は持ち点の範囲で、各県が設定する取組に対してポイント加算できます。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

取組等の内容	ポイント（例）
都道府県の振興作物の作付け	レタス(3点)、ブドウ(2点)、ニンジン(1点)
都道府県が推奨する研修期間の卒業	〇〇トレーニングファーム(2点)、県立農大(1点)
年齢	20代(2点)、30代(1点)

⑤ 本事業に関する問い合わせ先

本事業による農業者への支援は市町村等を通じて行われます。

事業の詳細については、市町村又は都道府県の農政部局、以下の地方農政局等へお問合せ下さい。

東北農政局 経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局 経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局 経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局 経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局 経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局 経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局 経営支援課	☎096-300-6343
沖縄総合事務局 経営課	☎098-866-1628